鈴鹿建設事務所が総合評価方式で発注する

舗装工事の評価項目見直し

○適用

令和4年4月1日以降に公告する案件から適用します。

○見直し内容

評価項目「小規模業務委託(舗装)元請実績」について、小規模業務委託(舗装)及び 地域維持型維持修繕業務委託の元請実績の有無により評価します。

【現在の評価】

| 小項目 | 評価基準 | 配点 |
|-----------------|------|----|
| 小規模業務委託(舗装)元請実績 | 有 | 5 |
| | 無 | 0 |

評価対象期間(2か年)における元請実績の有無により評価します。

【見直し後の評価】

| 小項目 | 評価基準 | 配点 |
|---|--------------|----------|
| 小規模業務委託(舗装) <u>及び</u> <u>地域維持型維持修繕業務委託の</u> 元請実績 | <u>両方有</u> | 5 |
| | <u>いずれか有</u> | <u>3</u> |
| | <u>いずれも無</u> | 0 |

評価対象期間(2か年)における元請実績の有無により評価します。